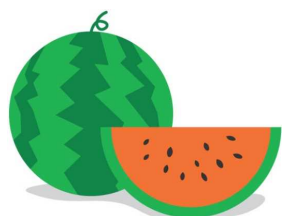


Social Insurance & Labor Consultant Personnel management Center & Jinjiken inc. News

SPC JINJIKEN NEWS



労災の「精神障害」 最多 (6月27日)

厚生労働省は、仕事が原因で精神疾患にかかり、2019年度に労災申請した人は2,060人、労災認定されたのは509件で、いずれも統計開始以降、最多だったと発表した。支給決定件数のうち業種別では「社会保険・社会福祉・介護事業」が48件と最も多く、次いで「医療業」(30件)、「道路貨物運送業」(29件)と続いた。

国民年金納付率 69.3%と改善 (6月30日)

厚生労働省によると、2019年度の国民年金保険料の納付状況は、前年度比1.1ポイント増の69.3%となり、8年連続で上昇した。納付率は、25~29歳が最低、55~59歳が最高と若い世代ほど低い傾向がある。国民年金保険料の未納問題について、厚生労働省は未納者への督促状送付などの取組みを強化してきた。

有効求人倍率 46年ぶり下げ幅 (7月1日)

厚生労働省の発表によると、5月の有効求人倍率は1.20倍(季節調整値。4月から0.12ポイント低下)となったことがわかった。下げ幅は、1974年1月に次ぐ過去2番目の大きさとなった。総務省発表の5月の完全失業率は2.9%(季節調整値。4月から0.3ポイント上昇)となった。また、新型コロナウイルスの感染拡大に関連した解雇や雇止め的人数(見込み含む)は31,710人になった。

副業 労働時間は自己申告 (7月4日)

政府は、兼業・副業の普及拡大に向け、労働者が本業以外で働いた労働時間を自己申告制とし、企業側の負担を軽減する新たなルールを整備する方針を示した。申告漏れや虚偽申告の場合、本業の企業の責任は問われないと明記。本業側が労働時間を管理しやすいよう、兼業先の労働時間を制限できるようにする考え方も盛り込む。今秋の導入を目指す。

年金運用 8.2兆円の赤字 (7月4日)

年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)は、2019年度の公的年金の運用実績が8兆2,831億円の赤字を記録したと発表した。赤字幅は、2008年度に次ぐ過去2番目。年明けからの新型コロナの影響で運用環境が悪化した。GPIFの理事長は「今回のマイナスが給付に影響を与えることはない」と話している。

個人向けの休業給付 10日申請開始 (7月8日)

雇用調整助成金を使えない中小企業などの従業員が対象となる「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の受付が10日に始まる。休業者が勤め先を通さずに国から生活資金がもらえるもので、申請には事業主の指示で休業していることの証明書などが必要になる。

厚労省集計 非正規の解雇・雇止め 1.1万人 (7月8日)

厚生労働省が5月25日から全国のハローワークを通じて集計した結果によると、新型コロナウイルスの影響で解雇、雇止めとなった非正

規雇用労働者が7月3日時点で1万1,798人に上ることがわかった。

経路不明の感染を労災認定（7月11日）

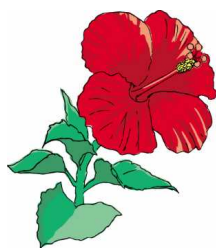
厚生労働省は、新型コロナウイルスに感染したが感染経路は特定できない小売店の販売員について、業務中に感染した可能性が高いとして労災認定したことを明らかにした。医療、介護従事者以外で感染経路不明の労災認定は初めてのケースになる。

中小企業の賃金上昇率は1.2%（7月11日）

厚生労働省は、中小企業の6月1日時点の見込み賃金を1年前と比べた賃金上昇率を公表し、今年は1.2%（前年比0.1ポイント減）だったことを明らかにした。賃金上昇率は、最低賃金の引上げ幅の目安を決める参考とされ、過去4年は3%の引上げの目安を示していたが、政府は、今年は新型コロナウイルスの影響を受け3%にこだわらない姿勢に転換した。

「老老介護」が過去最多59.7%～75歳以上同士も増加（7月17日）

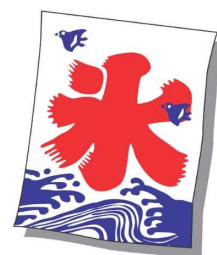
同居する家族・親族が自宅で介護を行う世帯のうち、「老老介護」に該当するケース（介護を受ける人と介護者がともに65歳以上）が59.7%を占めることが、厚生労働省の2019年国民生活基礎調査で明らかになった。ともに75歳以上の割合も33.1%で、いずれも01年の調査開始以来最多。今後も増加が見込まれることを踏まえ、同省は、「必要な介護サービスが提供されるよう、引き続き人材確保を進めるなど環境を整えていきたい」としている。



日本郵便の「待遇格差」訴訟 9月に最高裁弁論（7月17日）

日本郵便の契約社員が正社員との待遇格差の是正を

求めた3件の訴訟について、9月に最高裁弁論が開かれる。原告側、被告側それぞれの意見を聴き、年内にも統一判断を示す見通し。



コロナ感染死で初の労災認定 海外出張中に感染（7月17日）

厚生労働省は、海外出張中に新型コロナウイルスに感染し、その後死亡した卸売・小売業勤務の労働者について、業務が原因で感染したとして労災認定したことを明らかにした。ウイルスに感染し死亡した人が労災と認定されたのは、今回が初めて。

兼業・副業促進のため新ルール整備 骨太・成長戦略が方向性示す（7月17日）

需要の高まる兼業や副業を拡大するための対策を盛り込んで、今年の「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」や「成長戦略実行計画」が閣議決定された。労働時間の管理方法を見直し、兼業先での労働時間は自己申告制とするなどにより本業の企業側が兼業などを認めやすいようルール整備を図る。今後、厚生労働省の審議会で議論し、今秋にも新ルールを整備する方針。

妊婦の休業助成、利用進まず 開始1か月で申請50件（7月21日）

妊娠中の労働者が新型コロナウイルスに関連して有給休暇を取得した場合の助成制度について、スタートから約1か月での申請件数が50件にとどまっていることがわかった。一方で、勤務先企業が休業制度を作らないために助成金を利用できないという相談が35件寄せられており、加藤厚生労働相は、企業への周知を進めるとともに休業制度の導入を呼びかけていく考えを示した。

重要改正 8/1 施行

失業等給付の「被保険者期間」の算定方法が変わります

「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）」により、失業等給付の受給資格を得るために必要な「被保険者期間」の算定方法が改正されました（令和2年8月1日施行）。そのポイントを確認しておきましょう。

改正前

離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月を1か月と計算。

しかし、週の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、雇用見込み期間が31日以上であるという雇用保険被保険者となる要件を満たしながらも、賃金支払の基礎となった日数が11日に満たないことにより、被保険者期間に算入されない期間があるため、日数だけでなく労働時間による基準も補完的に設定するよう見直しをします。

改正後

離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月、**または、賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月**を1か月として計算。

★今回の改正を踏まえ、離職日が令和2年8月1日以降の方の「離職証明書」の記載方法も変更されます。

重要改正 9/1 施行

複数就業者への保険給付が変わります 労災保険法の改正

複数就業者への労災保険の保険給付が変わります。ポイントは、次の2点です。

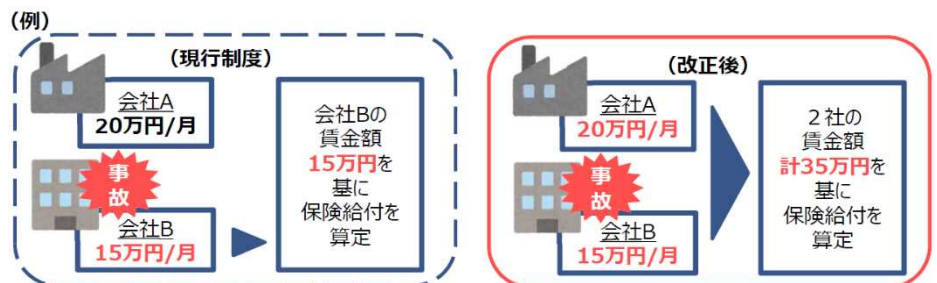
1. 賃金額を合算して保険給付額等を決定することに！

現行：災害が発生した勤務先の賃金額のみを基礎に給付額等を決定

改正後：すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に給付額等を決定

〈補足〉対象となる給付は、休業（補償）給付、遺族（補償）給付や障害（補償）給付など

<イメージ図（厚労省資料）>



2. 負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価することに！

現行：それぞれの勤務先ごとに負荷（労働時間やストレス等）を個別に評価して労災認定できるかどうかを判断

改正後：それぞれの勤務先ごとに負荷（労働時間やストレス等）を個別に評価して労災認定できない場合は、すべての勤務先の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して労災認定できるかどうかを判断

㊦ これらの改正後の規定は、施行日（令和2年9月1日）以後に発生した負傷、疾病、障害又は死亡に対する労災保険の保険給付について適用されます。

★令和2年9月1日以降に、複数の会社で勤務している社員が、業務災害や通勤災害により労災保険の保険給付を受けることになった場合、すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎として給付額を決定するなど、すべての勤務先の情報を加味して給付が行われることとなります。どのような書類や手続が必要となるのかは、まだ明確になっていませんが、今後は、社員の副業・兼業に関する情報を把握することが重要になっていきそうです。

重要な方針の公表

契約に当たり押印をしなくても契約の効力に影響は生じない

民間における押印慣行は、テレワークの推進の障害の一つとされていますが、その見直しに向けた自律的な取組が進むよう、内閣府、法務省及び経済産業省がQ & Aを作成し、公表しました。そのポイントを確認しておきましょう。

●冒頭の間が話題に！（問1）

問 契約書に押印をしなくても、法律違反にならないか。

答・私法上、契約は当事者の意思の合致により、成立するものであり、書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない。

・特段の定めがある場合を除き、契約に当たり、押印をしなくても、契約の効力に影響は生じない。

●また、他のQ & Aから要点を拾うと、次のようなことが書かれています。

テレワーク推進の観点からは、必ずしも本人による押印を得ることにこだわらず、不要な押印を省略したり、「重要な文書だからハンコが必要」と考える場合であっても、押印以外の手段で代替したりすることが有意義であると考えられる。

●最後に、次のような間が紹介されています。（問6）

問 文書の成立の真正を証明する手段を確保するためにどのようなものが考えられるか。

答・次のような様々な立証手段を確保しておき、それを利用することが考えられる。

①継続的な取引関係がある場合→取引先とのメールのメールアドレス・本文及び日時等、送受信記録の保存

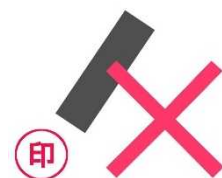
②新規に取引関係に入る場合

→契約締結前段階での本人確認情報（氏名・住所等及びその根拠資料としての運転免許証など）の記録・保存

→本人確認情報の入手過程（郵送受付やメールでのPDF送付）の記録・保存

→文書や契約の成立過程（メールやSNS上のやり取り）の保存

③電子署名や電子認証サービス活用（利用時のログインID・日時や認証結果などを記録・保存できるサービス含む）



★行政手続ではハンコが必要となることがまだまだ多いですが、民間同士の契約においては必須ではないということが明確にされており、脱ハンコに動く企業が増えてくると予想されます。政府は行政手続における脱ハンコの議論も進めていますので、動きがあればお伝えします。